



ビーチパラソルの認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認50産第7670号・昭和50年12月9日

ビーチパラソル専門部会委員名簿

	氏名	所 属
(部会長)	北原三郎	専修大学
	秋本寿子	群馬女子短期大学
	伊藤 勇	小川テント株式会社
	内田 禎夫	通商産業省産業政策局消費経済課
	片山 新一郎	財団法人日本消費者協会
	門松 はま子	主婦連合会
	楠 神 康 司	日本洋傘振興協議会
	鈴木 俊 一	イソクニ株式会社
	常 沢 秀 夫	工業技術院標準部電気規格課
	内 藤 建	東京都立工業技術センター
	西山 智 子	消費科学連合会
	野 崎 紀	通商産業省貿易局検査デザイン課
	平 島 福 正	生活協同組合連合会
	箕 輪 武 夫	財団法人日本洋傘検査協会
	森 孝	通商産業省生活産業局文化用品課
	安 富 茂	大阪府工業技術研究所
	若 林 金次郎	若林株式会社
	若 山 安 雄	工業品検査所商品テスト部安全監督課
	下河辺 孝	製品安全協会
(事務局)	製品安全協会	

ビーチパラソルの認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、ビーチパラソルの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、人身事故の発生を防止を図ることを目的とする。

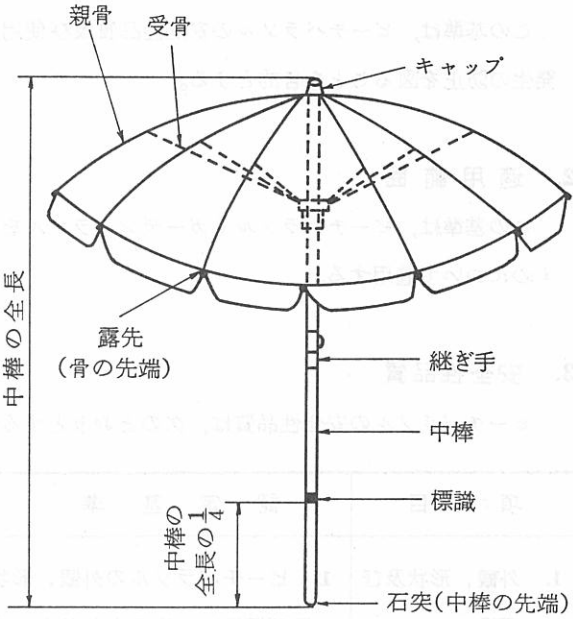
2. 適用範囲

この基準は、ビーチパラソル（ガーデンパラソルを含む。）であって、中棒の先端部を地中に埋めて使用し得るものについて適用する。

3. 安全性品質

ビーチパラソルの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	認定基準	基準確認方法
1. 外観，形状及び構造	<p>1. ビーチパラソルの外観，形状及び構造は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 手，指などを傷つけるおそれのあるとがり，ばり及びまくれがないこと。</p> <p>(2) キャップの形状は，先鋭でなく，ほぼ台形又は，半球状であって，確実に取り付けてあること。</p> <p>(3) 骨の先端の形状は，ほぼ半球状又は平面状であって，確実に生地に取り付けてあること。</p> <p>(4) 中棒の先端部の形状は，先鋭でなく，先端は半径8ミリメートル以上の球状であること。</p> <p>(5) 中棒の継ぎ手は，確実に接続できる構造であること。</p>	<p>(1) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(2)(a) 形状については，目視及び触感により確認すること。</p> <p>(b) 確実に取り付けてあることについては，取り付けの操作により確認すること。</p> <p>(3)(a) 形状については，目視及び触感により確認すること。</p> <p>(b) 確実に生地に取り付けてあることについては，取付けの操作により確認すること。</p> <p>(4) 目視，触感及びRゲージにより確認すること。</p> <p>(5) 接続の操作により確認すること。</p>
2. 標識	2. 中棒には，中棒の全長の4分の1以上の位置に，地中に埋める深さの標識がしてあること。	2. 鋼製直尺等により測定して確認すること。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
3. 附 属 品	3. 本体に取り付けて使用する附属品の形状は、先鋭でなく、確実に取付けができる構造であること。	 <p>3.(1) 形状については、目視及び触感により、確認すること。</p> <p>(2) 確実に取付けができる構造であることについては、取付けの操作により確認すること。</p>

4. 表示及び取扱説明書

ビーチパラソルの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	確 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表 示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p>	1. 目視及び触感により確認すること。
2. 取 扱 説 明 書	2. 製品には、家庭用品品質表示法による次に示す主旨の取扱い上の注意事項を明示した取扱説	2. 目視及び触感により確認すること。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>明書を、容易に取れない方法で取り付けること。</p> <p>(1) 特に風向きに注意し、強風のときは使用しないこと。</p> <p>また、ビーチパラソルから離れるときは、かさを閉じること。</p> <p>(2) 中棒は、必ずその指示標識以上地中に埋めること。</p> <p>(3) キャップ及び親骨の先端が破損したときは補修して使用すること。</p>	